

令和8年監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年度財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年2月19日

扶桑町監査委員 間宮勝則

扶桑町監査委員 和田佳活

財政援助団体監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査（財政援助団体監査）

2. 監査の対象

令和6年度及び令和7年度における扶桑土地改良区（以下「監査対象団体」という。）に対する補助金に係る出納その他の事務並びに本町からの財政援助に係る事務

3. 監査実施日

令和8年2月9日（月）

4. 監査の方法

監査対象団体の事務及び当該団体に関する町の事務が関係法令等に基づき適正に執行されているか、また、補助金が交付目的及び交付条件に従って適正に使用されているか等について監査を実施した。

監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取する方法により実施した。

5. 監査の結果及び意見

監査対象団体に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかしながら、一部に不適切と認められる事務処理が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、下記事項に留意の上、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その内容を報告されたい。

（指摘事項）

（1） 不適切事項

① 総代選挙の補欠選挙について

総代選挙規程第27条においては、補欠選挙を行わなければならない旨が規定されている。

令和7年10月23日に総代2名が欠員となったことから、同規程第3条の規定により、「その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。」とされている。

しかしながら、令和8年2月9日の財政援助団体監査時点において補欠選挙が実施されていなかった。

総代の定員割れを放置することは、民主的かつ適正な組織運営を定めた土地改良法の趣旨に反するものであり、法令違反の状態にあると認められる。

よって、速やかに必要な措置を講じられたい。

(2) 要改善事項

① 組織運営について

現状及び今後の長期計画を踏まえ、理事長及び副理事長に対し、土地改良事業の在り方に関する課題を十分に共有し、組織としての方向性を明確にされたい。

② 例規に基づく事務執行について

「扶桑土地改良区例規集」に基づき、適正な事務執行に努められたい。

a) 扶桑土地改良区規約

・第2条（開議・散会）

会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終わると規定されている。

⇒ 通知文書に終了時刻を明記されたい。

・第5条（議事録記名人の選任）

議長は、議事の開始に当たり、総代会の承認を得て議事録記名人2名を指名するものとする規定されている。

⇒ 監事会会議録における署名日と開催日との差異を是正されたい。

・第29条（職員）第3項

職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定めると規定されている。

⇒ 理事会において必要な規定を定められたい。

b) 扶桑土地改良区会計細則

・第2条（会計主任等）第4項

事務局長は、金融機関に対する届出印を保管すると規定されている。

⇒ 届出印は事務局長が適正に保管されたい。

・第8条（財務諸表等科目、様式及び予算執行等）

第1項 会計科目の名称、配列及び内容は別に定めるところによると規定されている。

⇒ 別途、明確に定められたい。

第2項 財務諸表等、事業報告書、会計主要簿及び補助簿の様式は別に定めるところによると規定されている。

⇒ 様式を別に定められたい。

・第16条（領収書交付後の手続）第1号

賦課通知書又は納入告知書の原符に「領収年月日」を記入することと規定されている。

⇒ 「領収年月日」を記入されたい。

・第18条（領収書の発行）

所定様式の領収書を発行しなければならないと規定されている。

⇒ 所定様式を定められたい。

・第38条（補助簿）

固定資産台帳及び備品台帳を置かなければならないと規定されている。

⇒ 該当資産が存在するにもかかわらず台帳が整備されていないため、速やかに作成されたい。

- 第49条（誤記訂正等）
誤記の訂正方法が規定されている。
⇒ 収入調書及び支出調書における砂消しによる修正は行わず、規定に基づく訂正方法に改めるよう、会計年度任用職員を含め周知徹底されたい。
 - 第54条（現状調査）
毎会計年度1回、固定資産の現状調査を行い、台帳と照合し報告書を提出することと規定されている。
⇒ 固定資産台帳を整備の上、現状調査及び照合を実施されたい。
 - 第57条（物品の範囲）
条文中に「各号」との表記があるが、規定は第1号のみである。
⇒ 条文の整合を図られたい。
- c) 扶桑土地改良区水利調整規程
- 第5条（配水計画）
理事会は、毎年度2月末日までに配水計画を定めるものとする規定されている。
⇒ 現在は理事長専決で実施しているため、規程に基づき理事会に諮られたい。
- d) 扶桑土地改良区土地改良事業積立金の管理運用規程
- 第2条（積立金の額）
農地転用特別会計収支予算で定める額と規定されているが、現在当該特別会計は存在しない。
⇒ 現状に即して規程の整理を行われたい。